

別 紙

答申第95号

答 申

## 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開決定した本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表2に掲げる部分については公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月24日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容  
平成6年1月から平成11年9月の間に、「教育委員会」に提出された、または、扱われた書類、書面、資料、テープ録音及びそれに類する記録のものもあればそれも含む、全部の開示及び同上の期間での「教育委員会会議」で扱われたもの及び会議録の全部の公開。
- (3) この請求に対して、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく多量にあるとして、同年12月8日付けで、決定期限を平成19年8月31日まで延長する通知を行った。
- (4) 実施機関は、教育委員会会議第1198回から第1254回までで扱われたもの及び会議録を特定し、平成19年8月29日付けで部分公開決定を行った。  
公開しない部分及び公開しない理由：別表1のとおり
- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年9月4日に異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年11月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張は次のとおりである。  
ア 条例第9条により、申立人の権利、利益のためにも全部の公開をしてもらうべきものである。  
イ 申立人のことが記述されてあるところの存在が確認でき、そこの黒ぬりを除いて、開示してもらいたい。  
ウ 請求した「資料」等が全く交付されていない。

## 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。

- (1) 旧島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という。）第9条第2号該当性について  
氏名、現住所等の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、そ

の部分は非公開とした。

(2) 旧条例第9条第6号該当性について

叙勲候補者の推薦等の意思形成過程のものであり、公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認めため、その部分は非公開とした。

(3) 旧条例第9条第7号該当性について

争訟等に関する情報であり、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため、その部分は非公開とした。

(4) 旧条例第9条第8号該当性について

人事異動等に関する情報であり、公開することにより当該合議制機関の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、その部分は非公開とした。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件対象公文書は、島根県教育委員会が第1198回から第1254回までの教育委員会会議で審議した際の議題書、説明資料及び会議録である。

(3) 実施機関が非公開とした公文書について

次のとおり分類することができる。

種 別	非公開部分
① 教職員の分限について	分限処分について審議するための資料中、職員の職・氏名、分限の内容、理由等及び委員・事務局の発言内容。
② 叙位・叙勲について	叙位・叙勲候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や受章者の氏名、現住所、生年月日、最終経歴を除く経歴等及び委員・事務局の発言内容。
市町村教育委員会教育長の承認について	市町村教育委員会の教育長の承認について審議するための資料中、候補者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等。
③ 各種委員会等への委員の委嘱について	各種委員会、協議会等の委員の委嘱・解嘱について審議するための資料中、委員の住所、電話番号、生年月日。
④ 条件附採用職員の正式採用について	条件附採用職員を正式採用することについて審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。

⑤	教員等採用候補者選考試験について	教員採用選考試験や校長等採用・昇任候補者選考試験について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑥	(再) 公開質問、申し入れ、 請願について	公開質問、申し入れ等の対応等について審議するための資料中、個人の印影、生年月日、今後の対応等資料及び委員・事務局の発言内容。
⑦	情報公開について	情報公開請求の対応等について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑧	表彰について	地方功労者等各種表彰候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や被表彰者の氏名、現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、印影等や表彰選考要領及び委員・事務局の発言内容。
⑨	教職員の人事異動について	教職員の人事異動について審議又は報告のための資料中、異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等や異動方針及び委員・事務局の発言内容。
⑩	教職員の人事案件について	教職員の懲戒処分等について審議するための資料中、氏名、学校名、年齢、事故発生日時、場所等及び委員・事務局の発言内容。
⑪	争訟について	損害賠償請求の対応等について審議するための資料等及び委員・事務局の発言内容。
⑫	予算について	予算の決定状況について審議された委員・事務局の発言内容。
⑬	県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について	県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について審議された委員・事務局の発言内容。
⑭	委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について	委員長の選任、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について審議された委員・事務局の発言内容。
	派遣社会教育主事制度について	派遣社会教育主事制度の見直しの報告について審議された委員・事務局の発言内容。
	検討委員会の報告について	西部地域生涯学習センター整備検討委員会報告書について審議された委員・事務局の発言内容。
	条例の制定について	県立美術館条例の制定関連で入館料について審議された委員・事務局の発言内容。
	益田地区養護学校の基本設計について	益田地区養護学校施設の基本設計の概要報告について審議された委員・事務局の発言内容。
	県施設の使用料改定について	青少年の家及び古墳の丘古曾志公園の使用料改定について審議された委員・事務局の発言内容。
⑮	県立美術館長の決定について	県立美術館長の決定の報告についての資料中、館長の出身地、生年月日、住所、学歴、経歴等。
	新教育長の給料月額決定について	新教育長の給料月額等の決定についての資料中、給料月額、次期改定予定年月日等。
⑯	田和山遺跡の取扱いについて	田和山遺跡の取扱いについて審議するための資料中、島根県教育委員会の見解欄。

⑰	教科用図書選定審議会について	教科用図書選定審議会委員の名簿及び答申について審議された委員・事務局の発言内容。
⑱	文化財保護審議会に対する諮問について	島根県指定文化財の指定及び解除について、文化財保護審議会に諮問するにあたって審議された委員・事務局の発言内容。
⑲	21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の最終答申について	21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の審議経過、今後の予定についての説明資料及び委員・事務局の発言内容。
	学校再編基本計画（中間まとめ）について	学校再編基本計画の中間まとめの資料及び委員・事務局の発言内容。

(4) 旧条例第9条第2号該当性を判断するに当たっての考え方

旧条例第9条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている部分は非公開とすることを規定したものである。

また、個人の人格と密接に関連するような情報や、公開すれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて、条例第7条第2号本文は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開と規定している。当該規定は、旧条例第9条第2号本文においては明記されていないが、個人のプライバシーの保護という同号の趣旨からして旧条例第9条第2号についても同様に解すべきと考える。

(5) 非公開情報該当性について

上記(3)で分類した種別ごとに判断する。

①教職員の分限について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした教職員の分限処分関係の議題書、会議録のうち、職名、氏名、年齢は個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、分限の理由、休職期間等については、対象となる教職員個人に関する健康状態や経過など通常他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

しかし、人数や分限の内容の一部（「休職」、「休職の更新」）については、特定の個人が識別されるとは認められず、また特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、復職の判定に関する具体的な記

載が確認された。これは、県が行う人事管理に係る事務事業情報であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれる、又は実施機関が行う事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

## ②叙位・叙勲について、市町村教育委員会教育長の承認について

### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした受章者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

### イ 旧条例第9条第6号該当性について

本号は、県等の事務事業に係る意思形成過程における情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした候補者の氏名、年齢、現住所等について当審査会で見分したところ、公文書には推薦の順位が付されており、これらの情報を公開することにより候補者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

### ウ 旧条例第9条第8号該当性について

本号は、合議制機関等の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により公開しない旨を定めている場合及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

## ③各種委員会等への委員の委嘱について

### 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした委員の住所、電話番号、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

## ④条件附採用職員の正式採用について

### ア 旧条例第9条第2号該当性について

当審査会で見分したところ、議題書には条件附採用職員について、評価区分ごとに該当人数が表にまとめられている。また、会議録では評定、評価に関わる発言の記載が確認された。実施機関は、旧条例第9条第2号の個人識別情報として

非公開としたが、この情報あるいは公表されている他の情報から、広く一般人が特定の個人を識別できるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

評定、評価に関わる部分は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であり、公開することにより評価者自身の評価に対する教職員からの批判を避けようとする心理が働くことが想定され、客観的で公正な評価を行うことが困難になるおそれ大きいと認められる。よって、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑤教員等採用候補者選考試験について

ア 旧条例第9条第7号該当性について

当審査会で見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、市町村立小中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験、公立学校教員採用候補者選考試験の実施についての情報で、県が行う試験に係る事務事業に関するものであると認められた。合格基準や採用に関しての課題について検討された情報については、公開することにより受験者が試験対策を行ったり、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、結果報告や本件処分時において既に公表されている試験の日程や方法の変更内容等については、事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

当審査会で見分したところ、会議録の中には、受験資格要件や試験内容について議論された記載があった。これらは、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のもので、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

⑥（再）公開質問、申し入れ、請願について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした質問状や請願書の個人の印影、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした検討資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、今後の対応についての資料等検討段階のものであり不確定な情報が確認された。これらの情報を公開することにより委員等の自由な意見が妨げられたり、質問状や請願書提出者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

しかし、同号に該当するとした公文書の中には、意思形成過程において使用された資料ではあるが、本件処分時において既に公表されているものが含まれており、これらは本号に該当しない。

ウ 旧条例第9条第8号該当性について

請願制度や申し入れに対する回答について、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものについては、公開することにより今後委員等の

率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

#### ⑦情報公開請求について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした請求人の氏名、住所については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

##### イ 旧条例第9条第8号該当性について

情報公開請求に対する回答について、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものについては、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、今後の事務の手続きや当審査会の答申内容など既に公表されている情報については、本号に該当しない。

#### ⑧表彰について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした被表彰者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

##### イ 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした候補者の氏名、年齢、現住所等について当審査会で見分したところ、公文書には推薦の順位が付されており、これらの情報を公開することにより候補者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

##### ウ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした表彰選考資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う表彰に係る事務事業に関する情報であると認められた。これらを公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

#### ⑨教職員の人事異動について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした人事異動方針、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。人事異動に関しての課題について検討された情報については、公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公平な人事異動に支障が生じるなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑩教職員の人事案件について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした被処分者及び関係者の氏名、学校名、年齢、事故等発生日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした処分案、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は該当教職員について、処分等の基準や処分案作成にあたって考慮した事項など県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。これらは処分等を公正に行うため、秘密を前提に審議されるのが通常であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑪争訟について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした学校名、関係者の氏名、事故発生日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、事件の概要やその後の被害生徒の概要等については、通常他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした行政処分取消請求事件等の資料や委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、県が当事者となった訴訟の内容等県が行う争訟に係る事務事業に関する情報であると認められた。

しかし、今後の対応や事務の進め方の確認については、定型的なもので訴訟当事者としての地位を不当に害し、訴訟の適正な遂行に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑫予算について

旧条例第9条第8号該当性について



実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、当初予算の決定内容の確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑬ 県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、入学定員、教職員定数の変更や学科の改編について、今後の事務の進め方や事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑭ 委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について、派遣社会教育主事制度について、検討委員会の報告について、条例の制定について、益田地区養護学校の基本設計について、県施設の使用料改定について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、報告書に対する意見や事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑮ 県立美術館長の決定について、新教育長の給料月額決定について

旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした議題書のうち、出身地、生年月日、住所、学歴、経歴、給料月額、給料改定予定年月日等は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

⑯ 田和山遺跡の取扱いについて

旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした田和山遺跡の取扱いについての議題書のうち、島根県教育委員会の見解欄について当審査会で見分したところ、本件処分時において取扱いの決定はなされており、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑰ 教科用図書選定審議会について

旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした島根県教科用図書選定審議会委員の名簿及び同審議会の答申に係る発言について当審査会で見分したところ、本件処分時において委員の任期は終了し、教科用図書選定の採択も終了しており、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑱ 文化財保護審議会に対する諮問について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、諮問にあたって委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものであり、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

⑭ 21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の最終答申について、学校再編基本計画（中間まとめ）について

旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、本件処分時において答申及び計画は策定、公表されている。発言内容についても今後の事務の進め方や内容を確認したものに過ぎず、公開しても当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第93号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成19年11月21日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成19年12月4日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年10月13日 (審査会第1回目)	審議
平成23年11月10日 (審査会第2回目)	審議
平成23年12月22日 (審査会第3回目)	審議
平成24年1月26日 (審査会第4回目)	審議
平成24年2月23日 (審査会第5回目)	審議
平成24年4月12日 (審査会第6回目)	審議
平成24年5月24日 (審査会第7回目)	審議
平成24年6月14日 (審査会第8回目)	審議
平成24年7月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	

別表1(公開しない部分とその理由)

非公開部分	非公開の理由
(第97回)	
報告第1号 叙位・叙勲の決定について 議題書の受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第2号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の印影、生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第7号 平成9年春の叙勲候補者の内示について 議題書の候補者の現住所、生年月日。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第8号 教育職員の体罰事件に係る措置について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第9号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第10号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第11号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第1号 教育委員会に対する請願の取扱いについて 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第99回)	
報告第11号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴(最終経歴等を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第15号 島根県学校保健体育審議会委員の任命について 議題書の委員の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第16号 平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について 平成10年度教員採用選考試験の改善について(案)。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第2号 平成9年秋叙勲候補者の推薦について 議題書の候補者の氏名、年齢、現住所、主要経歴及び在職年数等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第3号 市町村立中学校管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
(第1200回)	
報告第17号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第20号 教職員の懲戒処分について 議題書の処分者資料、議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第5号 再公開質問状について 再公開質問状への回答等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第6号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第7号 教育職員の事件に係る措置について 議題書の該当者の所属学校名・氏名、事件の種類、事件の内容、処分案の氏名、処分日、事件の経過の一部、処分の理由、その他。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1201回)	
報告第21号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第23号 平成9年度地方教育行政功労者表彰の推薦について 議題書の候補者の氏名、主要経歴、生年月日、現住所。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第8号 島根県社会教育委員の委嘱について 委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第11号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1202回)	
報告第24号 叙位・叙勲の決定について 議題書の受影者の現住所、生年月日、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第25号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第27号 平成10年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について 資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1203回)	
報告第28号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1204回)	
報告第30号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第31号 島根県立少年自然の家運営委員の委嘱について 委嘱者名簿、解嘱者名簿の郵便番号、住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第32号 教職員の分限について 議事録の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1205回)	
報告第34号 叙位・叙勲の決定について 説明資料中受章者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第3号に該当)
(第1206回)	
報告第35号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第38~40号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第41号 平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験の状況について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第17号 島根県教育委員会会議の公開に関する請願書 請願書の請願者の印影。意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第19号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1207回)	
報告第43号 平成10年度島根県教育職員(実習助手・寮母)採用候補者選考試験の実施について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第44~45号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者、備考等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第46号 平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第20号 請願者意見陳述に関する請願書について 請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第22号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 請願にかかる意見陳述について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1203回)	
報告第47号 叙位・叙勲の決定について 議題書の受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第48号 平成9年度地方教育行政功労者表彰被表彰者の決定について 議題書の対象者の生年月日、現住所。説明資料。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第50号 平成9年度教育者表彰被表彰者の推薦について 議題書の被表彰候補者の氏名等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第6号に該当)
報告第51号 平成10年度島根県立盲学校教員採用候補者選考試験の実施について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第23号 請願書に関する意見陳述許可について 意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第24号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1209回)	
請願書に係る意見陳述 請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第52号 叙位・叙勲の決定について 議題書の受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要職歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第53号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の印影、生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第54号 平成9年度学校保健及び学校安全文部大臣表彰について 議題書の受賞者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第55号 平成9年度体育功労者及び社会体育優良団体表彰被表彰者・団体の決定について 議題書の受賞者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第56号 平成9年秋の叙勲候補者の内示について 議題書の候補者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第57号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第58～60号 条件付採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第61号 平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第25号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第112回)	
委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について 議事録の教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第26号 平成9年度教育功労者表彰選考について 教育功労者及び教育優良団体表彰選考要領。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第27号 知事の事務の補助執行について 議題書の内容等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第28号 平成10年度県立学校の入学定員及び学科の改編について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第29号 市町村立中学校管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第111回)	
報告第66号 平成9年度体育指導委員功労者表彰について 議題書の被表彰者の生年月日、現住所、職業。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第67号 平成9年度島根県各種功労者表彰受賞者について 説明資料の受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第31号 平成10年春叙勲候補者の推薦について 議題書の被推薦者の氏名、年齢、現住所。説明資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第32号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者、参考等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)



非公開部分	非公開の理由
議決第33号 平成10年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について 平成10年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)、平成10年度島根県市町村立学校学校栄養職員及び事務職員人事異動方針(案)。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第12期2回)	
報告第68号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第36号 教職員の懲戒処分について 議題書の該当者の学校名、氏名、年齢、事故の内容、事故後の経過の一部、処分案の学校名、氏名、処分年月日。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第12期3回)	
報告第71号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第72号 平成9年度教育者表彰被表彰者の決定について 議題書の被表彰者の生年月日、現住所、主要役職歴(最終役職歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第73～74号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第37号 教員暴力(体罰)をなくす請願書について 請願書の請願者の印影。意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第40号 平成10年度定期人事異動方針について 平成10年度人事異動方針(案)、平成10年度定期人事異動方針具体的事項(案)。人事異動方針具体的事項の新旧対照表。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第41号 教職員の懲戒処分について 議事録の教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第12期4回)	
請願書に係る意見陳述 請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第78号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第80～83号 島根県情報公開審査会答申について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第84号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第42号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第43号 情報公開請求について 議題書、資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第2回)	
報告第85号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第86号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第88号 平成9年度永年勤続学校医・学校歯科医及び学校薬剤師表彰について 議題書の被表彰者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第89号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第90号 派遣社会教育主事制度について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第92号 平成7年(不)第1号事案裁決について 議題書、裁決書の概要。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第44号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第45号 市町村立中学校の管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第46号 教職員の懲戒処分について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 教育委員会に対する請願について 島根県教育委員会会議の公開に関する請願についての資料の一部、請願者意見陳述に関する請願書についての資料の一部、請願書の請願者の印影。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
(第1216回)	
報告第93～94号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第98号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について 議題書の委員の住所、電話番号、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第100号 平成10年度当初予算決定状況について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第101号 損害賠償請求事件について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第102号 「西部地域生涯学習センター整備検討委員会報告書」の報告 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第104号 「非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れ」について 議題書の申し入れ提出者、資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第51号 市町村立中学校の管理職及び教育委員会事務局職員人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第52号 島根県立美術館条例の制定について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1217回)	
議決第54号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の最終答申(案)について 最終答申(案)等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1218回)	
報告第105号 叙位・叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日、主要職歴（最終経歴を除く）。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第106～107号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第55号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第59号 平成10年度市町村立学校教育職員(管理職)定期人事異動について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第219回)	
報告第108号 叙位・叙勲の決定について 受章者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第109号 行政処分取消請求事件(松江地裁平成10年(ウ)第1号)の対応について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第111号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第67号 教育委員会事務局・県立学校事務職員等(管理職)定期人事異動について 部長級・次長級・課長級人事異動資料の対象者の生年月日。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第69号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
その他 県立美術館館長の決定について 資料の出身地、生年月日、住所、学歴、経歴(最終経歴を除く)、島根県立美術館長としての期待。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第220回)	
報告第112号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第221回)	
議決第1号 スクールセクシュアルハラスメント根絶のための請願について 請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第2号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第222回)	
議決第2号 請願書に関する意見陳述許可について 意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第3号 平成10年秋叙勲候補者の推薦について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第4号 市町村立中学校管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第6号 平成10年春叙勲候補者の内示について 議題書の現住所、生年月日。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第7号 平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について 資料の一部。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第8号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第172/23回)	
議決第5号 臨時教員の採用及び研修等に関する請願について 臨時教員の採用及び研修等に関する請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第9号 益田地区養護学校の基本設計について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 教育委員会に対する請願について 請願者意見陳述に関する請願書の請願者の印影。教員暴力(体罰)をなくす請願書の請願者の印影。スクールセクシュアルハラスメント根絶のための請願書の請願者の印影。検討資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第172/24回)	
議決第6号 請願書に関する意見陳述許可について 意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。請願書の請願者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第8号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第9号 島根県教育委員会会議の公開に関する請願について 議題書。検討資料等。請願書の請願者の印影。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第10号 請願者意見陳述に関する請願について 議題書。検討資料等。請願書の請願者の印影。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第11号 非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れについて 議題書。検討資料等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第11号 島根県文化財保護審議会委員の解任について 島根県文化財保護審議会委員名簿の各委員の郵便番号、住所、電話番号。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第12号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第15号 叙位・叙勲の決定について 受賞者経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1225回)	
報告第16号 叙位・叙勲の決定について 受賞者の経歴中現住所、生年月日、主要経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第17号 平成11年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について 議題書。選考試験実施要領。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第12号 非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れについて 議題書。検討資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1226回)	
報告第18号 島根県立図書館協議会委員の任免について 島根県立図書館協議会委員名簿の各委員の住所(電話番号)、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第14号 非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れについて 議題書。検討資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1227回)	
議決第15号 非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れについて 議題書。検討資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第21号 平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験志願者状況について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1228回)	
報告第22～23号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第25～26号 島根県情報公開審査会答申について 議題書、資料、議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第16号 市町村立小学校管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第22回)	
報告第28～29号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第30号 平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の実施状況について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第31号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第32号 教育委員会事務局等管理職人事について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第17号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第18号 地方教育行政功労者表彰及び教育委員会制度50周年記念功労者表彰について 議題書の候補者。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第23回)	
報告第33号 叙位・叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第34号 平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について 議題書の面接試験について。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第35号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第37号 条件付採用職員(事務局等職員)の正式採用について 議題書。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第19号 平成10年度教育者表彰について 議題書の候補者。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)



非公開部分	非公開の理由
議決第20号 情報公開請求について 議題書。資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1231回)	
報告第39号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第40号 平成11年度教育職員採用候補者選考試験の実施について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第20号 情報公開請求について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1232回)	
報告第41号 平成10年度体育功労者及び社会体育優良団体表彰被表彰者・団体の決定について 議題書の対象者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第47号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第42号 平成11年度鳥根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第43～45号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第46号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第23号 教職員の懲戒処分について 議題書の該当者の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、発生場所、事故の内容の一部、損害の程度、処分年月日、現場の略図。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1233回)	
委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について 議事録の教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第48～49号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の印影、生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)



非公開部分	非公開の理由
議決第24号 平成11年度県立学校の入学定員について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第25号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第26号 平成10年度教育功労者表彰選考について 選考要領。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1234回)	
議決第28号 島根県生涯学習審議会委員の委嘱について 議題書の委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第29号 平成11年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について 平成11年度島根県公立学校教育職員人事異動方針、平成11年度島根県市町村立学校学校栄養職員及び事務職員人事異動方針。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第30号 平成11年春叙勲候補者について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第31号 情報公開請求について 議題書。資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第53号 平成10年度学校保健及び学校安全文部大臣表彰の受賞者について 議題書の受賞者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第54号 平成10年度学校給食文部大臣表彰の受賞者について 議題書の受賞者の生年月日、現住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第55号 島根県文化財保護審議会臨時委員の任命について 島根県文化財保護審議会委員名簿の各委員の住所、連絡先。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第56号 平成11年度島根県教育職員(実習助手・寮母・看護科教員)選考試験実施状況について 出身地区別、年齢別受験者数、試験結果。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
報告第57号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1235回)	
報告第60号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第62号 島根県市町村立学校教職員の人事異動ルールに関する検討委員会の報告について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第123(6回))	
報告第64号 叙位・叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第66号 平成10年度文部省調査統計功労者表彰の候補者推薦について 候補団体名・候補者名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第67号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第35号 市町村立小学校管理職及び教育委員会事務局職員人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第36号 教職員の懲戒処分について 議題書の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、処分年月日、現場の略図。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第37号 平成11年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)(案)について 平成11年度人事異動方針(案)、平成11年度定期人事異動方針具体的事項(案)。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 教職員の分限について 教職員の分限についての内容、理由、該当者等。資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 田和山遺跡の取扱いについて 資料の島根県教育委員会の見解。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第123(7回))	
報告第70号 叙位・叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第71~72号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)

非公開部分	非公開の理由
その他 教職員の分限について 資料の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1238回)	
議決第38号 「子どもの権利条約」の一層の推進を求める請願について 請願書の請願者の印影。意見陳述申出書の意見陳述申出者の印影。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第74号 教育職員の人事異動について 資料。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1239回)	
報告第76号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第80号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第81号 県立学校事務職員の分限について 議題書の分限の内容、理由。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第42号 市町村立学校の教職員定数について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1240回)	
報告第83号 叙位・叙勲の決定について 議題書の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
教育長人事案件について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1241回)	
報告第84号、第86号 条件附採用職員の正式採用について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第85号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
議決第46号 文化財保護審議会に対する諮問について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第47号 県立学校教育職員(管理職)定期人事異動について 議事録の教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1回242回)	
議決第56号 教育委員会事務局・県立学校事務職員等(管理職)定期人事異動について 人事異動資料の対象者の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第57号の2 新教育長の給料月額等の決定について 議題書の給料月額、給料改定予定年月日、給料月額の決定の理由の一部。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第88号 平成11年度公立学校教職員定期人事異動について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 「教員暴力(体罰)をなくす請願」について 「スクールセクシャルハラスメント根絶のための請願」について 「臨時教員の採用及び研修等に関する請願」について 検討資料、請願書の請願者の印影。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1回243回)	
議決第68号 教職員の懲戒処分について 議題書の学校名、氏名、年齢、発生日時、発生場所。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
議決第69号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、備考。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第65～67号 教育委員会に対する請願の処理について 請願書の請願者の印影。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第90号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1回244回)	
報告第1号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第2号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、該当者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1245回)	
報告第5号 島根県学校保健体育審議会委員の任命について 議題書の委員の生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第7号 島根県教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について 委員名簿。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
議決第4号 平成11年秋の叙勲候補者の推薦について 議題書の候補者氏名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第5号 地方教育行政功労者表彰について 議題書の候補者氏名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1246回)	
報告第10号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の印影、生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1247回)	
報告第13号 島根県学校保健体育審議会委員の任命について 議題書の委員の住所。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第14号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、当該者等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第6号 教職員の懲戒処分について 議題書の学校名、氏名、事件の種類、事件の内容、処分日、事件後の経過、処分の理由、その他。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1248回)	
報告第15号 叙位、叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第19号 平成12年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)

非公開部分	非公開の理由
報告第20号 教科用図書選定審議会の答申について 小学校および小・中学校の特殊学級等において使用する教科用図書の採択基準および選定に必要な資料。議事録の事務局の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)
(第1249回)	
報告第24号 島根県情報公開審査会答申について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
(第1250回)	
報告第27号 島根県文化財保護審議会委員の任命について 委員名簿の郵便番号、住所、連絡先。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第29号 平成12年度島根県公立学校教育職員採用候補者選考試験の志願状況について 議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
報告第30号 平成11年度学校保健及び学校安全文部大臣表彰の被表彰候補者の推薦について 議題書の候補者氏名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第31号 平成11年度体育功労者・社会体育優良団体文部大臣表彰被表彰者の推薦について 議題書。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第32号 平成11年度学校給食文部大臣表彰被表彰者の推薦について 議題書。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第33号 平成11年度優良PTA文部大臣表彰について 議題書の被表彰団体名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
報告第34号 平成11年度地域文化功労者文部大臣表彰について 議題書の候補者紹介、主な功績。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第8号 教職員の懲戒処分について 議題書の市町村名、学校名、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、処分年月日、現場の略図。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1251回)	
報告第35号 叙位、叙勲の決定について 受章者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第36号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。 議決第9号	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)

非公開部分	非公開の理由
市町村立小学校管理職人事について 議題書の対象者の生年月日、生活の本拠地。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当) ・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)
その他 損害賠償請求事件について 議題書。議事録の事務局の発言内容。	・争訟に関する情報であって公開することによって事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため。 (旧条例第9条第7号に該当) ・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
(第1252回)	
報告第37号 叙位、叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第38号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、当該者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第10号 平成11年度教育者表彰について 議題書の候補者氏名等。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第12号 県立学校再編成基本計画(中間まとめ)について 議題書。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
議決第13号 教職員の分限について 議題書の分限の内容、理由、当該者等。議事録の事務局の発言内容。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第14号 教職員の懲戒処分について 議題書の学校名、氏名、年齢、事故発生日時、事故発生場所、損害の程度、処分年月日、現場の略図。議事録の事務局の発言内容の一部。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
議決第16号 平成11年度優良公民館文部大臣表彰について 議題書の被表彰公民館名等。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)
(第1253回)	
報告第40号 叙位、叙勲の決定について 議題書の対象者の現住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第41号 市町村教育委員会教育長の承認について 経歴書の生年月日、現住所、最終卒業学校名、卒業年月、経歴(最終経歴を除く)。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第44号 島根県立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について 委員名簿の住所、生年月日。	・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)
報告第45号 平成12年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について 議題書の面接試験について。議事録の事務局・教育委員の発言内容。	・公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。 (旧条例第9条第7号に該当)



非公開部分	非公開の理由
報告第46号 社会教育法施行50周年記念社会教育功労者表彰候補者の推薦について	
議題書の被表彰推薦者、調書。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思形成過程のものであり公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認められるため (旧条例第9条第6号に該当)</li> </ul>
議決第17号 情報公開請求について	
議題書。資料。議事録の事務局の発言内容。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合議制機関等の会議に係る情報であって公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため。 (旧条例第9条第8号に該当)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に関する情報に該当するため。 (旧条例第9条第2号に該当)</li> </ul>



別表2

会議名	公文書	ページ	公開すべき箇所
第1198回	会議録	4	報告事項第7号「平成9年春の叙勲候補者の内示について」の発言部分
		5	報告事項第9号「県立学校事務職員の分限について」及び第10号「教職員の分限について」の発言部分全部
		5	報告事項第11号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目及び2行目
		5～6	議決事項第1号「教育委員会に対する請願の取扱いについて」の発言部分全部
	議題書	1・2～3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		6・9・11・13・15	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		22	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		23	「1 分限の内容」に係る記載部分
	24	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題	
第1199回	議題書	2・4	経歴書・履歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		なし	「平成10年度教員採用選考試験の改善について(案)」全部
第1200回	会議録	3～4	議決事項第5号「再質問状について」の発言部分全部
	議題書	5	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び業務内容を含む)が記載された部分
		8	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
	なし	再公開質問状について(当日配布資料)5枚(「再公開質問状について(回答)」「非公開会議の持ち方について再公開質問状(印影除く)」「公開質問状について(回答)」「公開質問状(印影除く)」)	
第1201回	議題書	4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月を含む)が記載された部分
		9	「1 分限の内容」に係る記載部及び「3」の表題
第1202回	会議録	4	報告事項第27号「平成10年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験の実施について」の発言部分全部
	議題書	3・4	受章者の経歴の主要経歴欄全部
		6	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		なし	「平成10年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
第1203回	会議録	5	報告事項第28号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目から4行目まで
	議題書	12	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1204回	会議録	4	報告事項第28号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	19	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		24	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1205回	議題書	2・3・4	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
第1206回	会議録	4	議決事項第19号及び報告事項第38号から第40号までの「教職員の分限について」の発言部分全部
		5	報告事項第41号「平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験の状況について」の発言部分
	議題書	8・9・10・11・12	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		19・20・21・22	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目

第1207回	会議録	6	議決事項第22号、報告事項第44号及び第45号「教職員の分限について」の発言部分全部
		6	報告事項第43号「平成10年度島根県教育職員(実習助手・寮母)採用候補者選考試験の実施について」の発言部分
		6~7	報告事項第46号「平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について」の発言部分
	議題書	27	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		29	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		30	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		31	「平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について」資料全部
第1208回	会議録	4	議決事項第24号「教職員の分限について」の発言部分全部
		4	議決事項第51号「平成10年度島根県立盲学校教員採用候補者選考試験の実施について」の発言部分
	議題書	7・8	受章者の経歴の主要経歴欄
		11	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		なし	教育功労者及び教育優良団体表彰選考要領
第1209回	会議録	5	議決事項第25号「教職員の分限について」及び報告事項第57号「県立学校事務職員の分限について」の発言部分全部
		5	報告事項第58号「条件附職員(事務局職員)の正式採用について」の発言部分
		5	報告事項第59号「条件附職員の正式採用について」の発言部分のうち、3行目
		5	報告事項第60号「条件附採用職員の正式採用について」の発言部分
		6	報告事項第61号「平成10年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について」の発言部分
	議題書	1・2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		6・8・10・12・14・15・17・19	経歴書・履歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		22・24	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		25・26・27	評定結果の表を除く部分全部
第1210回	会議録	3	「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について」の発言部分全部
		4	議決事項第27号「知事の事務の補助執行について」の発言部分のうち、1行目から5行目まで(1行目の6文字目及び7文字目を除く)
		5	議決事項第28号「平成10年度県立学校の入学定員及び学科の改編について」の発言部分
	議題書	3	教育功労者及び教育優良団体表彰選考要領
		4	「知事の事務の補助執行について」総務課、高校教育課作成資料(9行目の1文字目、2文字目及び「2 理由」に係る記載部分を除く)
第1211回	会議録	4	議決事項第32号「教職員の分限について」の発言部分全部
		4	議決事項第33号「平成10年度島根県公立学校教育職員人事異動方針について」の発言部分
	議題書	21	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		22-2	平成10年度島根県公立学校教育職員人事異動方針(案)、平成10年度島根県市町村立学校学校栄養職員及び事務職員人事異動方針(案)全部
	説明資料	1	春秋叙勲資料
23・24		平成9年度各種功労者表彰受章者の経歴の主要経歴欄全部	
第1212回	議題書	7・8・9	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分

第1213回	会議録	4	議決事項第40号「平成10年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等(案)について)」の発言部分
		4	議決事項第41号の「教職員の懲戒処分について」の発言部分全部
	議題書	9・10	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		11	「平成9年度教育者表彰(文部大臣表彰)被表彰者の決定について」の主要役職歴欄全部
		13・15・16	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		19	平成10年度人事異動方針(案)全部
20~23	平成10年度定期人事異動方針具体的事項(案)全部		
第1214回	会議録	5	議決事項第42号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
		6	報告事項第80号「島根県情報公開審査会答申(第10号)について」の発言部分全部
		6~7	報告事項第81~83号「島根県情報公開審査会答申について」の発言部分(発言部分のうち、2行目から7行目を除く)
		7	報告事項第85号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
		7	議決事項第43号「情報公開請求について」の発言部分(発言部分のうち、1行目の6文字目から26文字目までを除く)
	議題書	4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		7	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		8~11	「島根県情報公開審査会答申(第7号~第10号)について」(請求人の住所、氏名除く)
		12	「1 分限の内容」に係る記載部分
		13	議決事項第43号「情報公開請求について」(請求人の住所、氏名除く)
		14・15	公文書部分公開決定通知書・公文書公開請求書(請求人の住所、氏名除く)
第1215回	会議録	3	議決事項第44号「教職員の分限について」の発言部分全部
		4	報告事項第89号「教職員の分限について」の発言部分全部
		4~5	報告事項第90号「派遣社会教育主事制度について」の発言部分
		5	議決事項第46号「教職員の懲戒処分について」の発言部分のうち、1行目
	議題書	2・3	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		5	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		7	「1 分限の内容」に係る記載部分
9	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題		
第1216回	会議録	6~7	報告事項第100号「平成10年度当初予算決定状況について」の発言部分
		8	議決事項第52号「島根県立美術館条例の制定について」の発言部分
		9	報告事項第102号「西部地域生涯学習センター整備検討委員会報告書」の報告」の発言部分
		9~10	報告事項第104号「非公開の教育委員会会議における会議録等の公開に関する申し入れ」についての発言部分(申し入れ者の氏名除く)
	議題書	4・6・7	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		37	報告第101号「損害賠償請求事件の対応について」教育庁総務課・高校教育課作成資料のうち、「Ⅱ今後の対応」部分
		60~71	全部(申し入れ者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、印影及び松江市教育委員会議事録の非公開部分を除く)

第1217回	会議録	3	議決事項第44号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
		4	「(その他)」の発言部分
	議題書	2	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		なし	2月24日(火)第15回検討委員会最終答申(案)の概要以下全部(51ページの発言者名及び略歴欄は除く)
第1218回	会議録	4	報告事項第106号「条件附採用職員の正式採用」の発言部分のうち、3行目(5文字目から9文字目までを除く)
		4	報告事項第107号「条件附採用職員の正式採用」の発言部分のうち、1行目から3行目まで(2行目の11文字目から15文字目まで)
		5	議決事項第59号「平成10年度市町村立学校教育職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分全部
	議題書	2・3・4	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		5	「1 分限の内容」に係る記載部分
		6・7	評定結果の表を除く部分全部
第1219回	会議録	5	議決事項第67号「教育委員会事務局・県立学校事務職員等(管理職)定期人事異動について」の発言部分
		5	議決事項第69号「教職員の分限について」の発言部分全部
		6	報告事項第109号「行政処分取消請求事件(松江地裁平成10年(ウ)第1号)の対応について」の発言部分(個人名を除く)
		6	報告事項第11号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	42・42-2	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		49・53	「1 分限の内容」に係る記載部分
		50~51	「行政処分取消請求事件(松江地裁平成10年(ウ)第1号)の対応について」総務課、義務教育課作成資料(原告の氏名を除く)
		なし	「県立美術館長の決定について」の資料中、経歴欄
第1220回	議題書	46-2	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
第1221回	会議録	6	報告事項第2号「県立学校事務職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	5	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1222回	議題書	18	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		なし	「平成11年度教員採用選考試験の改善について(案)」義務教育課・高校教育課作成資料全部
第1223回	会議録	7~8	報告事項第9号「益田地区養護学校の基本設計について」の発言部分全部
	議題書	なし	請願者提出資料(資料1~資料7)(資料6の非公開部分除く)
第1224回	会議録	6	議決事項第3号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目の25文字目から36文字目まで及び2行目の全文字
		6	報告事項第12号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	12・13	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		19・20・21・22	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		38・39	審査会答申・判決の概要
		40~44	全部(申し入れ者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、印影並びに県教委会議録及び松江市教委会議録の非公開部分を除く)
45~50	島根県情報公開審査会答申書全部		

第1225回	会議録	6	報告事項第17号「平成11年度島根県市町村立小中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考について」の発言部分のうち、2行目から15行目まで
	議題書	2・3・4	受章者の経歴の主要経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び在職期間を含む)が記載された部分
		5~6	「平成11年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
		8・9	審査会答申・判決の概要
		11	「公文書の公開・非公開の判断基準について(現行)」資料全部
		12~16	全部(申し入れ者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、印影並びに県教委会議録及び松江市教委会議録の非公開部分を除く)
		17~22	島根県情報公開審査会答申書全部
		なし	新聞記事切り抜き
なし	平成11年度島根県市町村立小・中学校校長採用・昇任候補者選考試験実施要項以下全部		
第1226回	議題書	9・10	審査会答申・判決の概要
		12	「公文書の公開・非公開の判断基準について(現行)」資料全部
第1227回	議題書	5・6	審査会答申・判決の概要
		9・10	公文書の公開・非公開の判断基準について
第1228回	会議録	5	報告事項第25号「島根県情報公開審査会答申(答申第14号)について」の発言部分のうち、1行目から6行目まで
		8	報告事項第26号「島根県情報公開答申(答申第16号)について」の発言部分のうち、1行目から3行目まで
		9	「(その他)」の発言部分
	議題書	2・4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		8・9	「島根県情報公開審査会答申(答申第14号)について」「島根県情報公開審査会答申(答申第16号)について」高校教育課・保健体育課作成資料(請求人の住所、氏名除く)
なし	島根県情報公開審査会答申(答申第14号)及び島根県情報公開審査会答申(答申第16号)の対象公文書(島根県情報公開審査会が答申で非公開と判断した部分を除く)		
第1229回	会議録	5	報告事項第28号及び第29号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目から4行目まで
		5・6	報告事項第30号「平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の実施状況について」の発言部分
		6	議決事項第17号及び報告事項第31号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	3・4	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		6・7	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1230回	会議録	5	報告事項第35号「教職員の分限について」の発言部分全部
		6~7	議決事項第20号「情報公開請求について」の発言部分(請求人の氏名を除く)
	議題書	4	「平成11年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について」資料全部
		5	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		10・11	「情報公開請求について」総務課作成資料及び公文書公開請求書(請求人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに「請求者の区分」欄の事務(業)所名及び所在地に係る記載部分を除く)
		12・13	公文書の公開・非公開の判断基準について
14	評定結果の表を除く部分全部		
第1231回	会議録	5	報告事項第39号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
		5~6	報告事項第40号「平成11年度教育職員採用候補者選考試験の実施について」の発言部分全部
	議題書	5	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		9	「情報公開請求について」総務課作成資料(請求人の氏名を除く)
		10	公文書部分公開決定通知書(案)(請求人の氏名除く)

第1232回	会議録	8	報告事項第46号「県立学校事務職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	13・14・16・18・21	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		24・25	評価結果の表及び表の下1行目を除く部分全部
		26	評価結果の表を除く部分全部
		27	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1233回	会議録	4	「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の決定について」の発言部分全部
		6	議決事項第24号「平成11年度県立学校の入学定員について」の発言部分
		6	議決事項第26号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	2・4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		10	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
第1234回	会議録	7	報告事項第54号「教職員の分限について」の発言部分全部
		7~8	議決事項第31号「情報公開請求について」の発言部分(請求人の氏名を除く)
	議題書	19	平成11年度島根県公立学校教育職員人事異動方針、平成11年度島根県市町村立学校学校栄養職員及び事務職員人事異動方針全部
		26	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		28・29	議決第31号「情報公開請求について」及び公文書部分公開決定通知書(案)(請求人の氏名を除く)
		30	公文書公開請求書(請求人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに「請求者の区分」欄の事務(業)所名及び所在地に係る記載部分を除く)
第1235回	議題書	7・8	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		10	「島根県市町村立学校教職員の人事異動ルールに関する検討委員会の報告について」全部
第1236回	会議録	7	報告事項第67号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	22~23	平成11年度人事異動方針(案)全部
		24~25	平成11年度定期人事異動方針具体的事項(案)全部
		27	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		なし	「教職員の分限について」高校教育課作成資料の「1 内容」に係る記載部分及び「3」の表題
なし	田和山遺跡の取り扱い文化財課作成資料の「4、島根県教育委員会の見解」欄		
第1237回	会議録	5	報告事項第71号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
		5	報告事項第72号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	6	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
		7	「1 分限の内容」に係る記載部分の1行目及び「3」の表題
		なし	「教職員の分限について」高校教育課作成資料の「1 内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1238回	議題書	1~3	「市町村立小・中学校教育職員の人事異動について」義務教育課作成資料
		4~6	「県立学校教育職員の人事異動について」高校教育課作成資料
第1239回	会議録	7	議決事項第42号「市町村立学校の教職員定数について」の発言部分
		7	報告事項第80号「教職員の分限について」の発言部分(下から1行目)
		8	報告事項第81号「県立学校事務職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	7	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		22	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
23	「1 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目		

第1240回	会議録	5	「(その他)」の発言部分
第1241回	会議録	5~6	議決事項第47号「県立学校教育職員(管理職)定期人事異動について」の発言部分全部
		6	報告事項第85号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
	議題書	13・16	評定結果の表及び表の下1行目を除く部分全部
		14	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1243回	会議録	8	議決事項第69号及び報告事項第90号「教職員の分限について」の発言部分全部
	議題書	81	「1. 分限の内容(2)内容」に係る記載部分の1行目
		82	「1. 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1244回	会議録	5	報告事項第2号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
	議題書	2・3・4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		5	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1245回	議題書	28の2	平成11年度教科用図書選定審議会委員名簿
第1246回	議題書	2	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
第1247回	会議録	6	報告事項第14号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目
	議題書	5	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1248回	会議録	5	報告事項第20号「教科用図書選定審議会の答申について」の発言部分
	議題書	8	「平成12年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験実施について」資料全部
第1249回	会議録	5	報告事項第24号「島根県情報公開審査会答申について(答申21号)」の発言部分(請求人の氏名を除く)
	議題書	5	「島根県情報公開審査会答申について(答申第21号)」義務教育課作成資料(請求人の住所及び氏名を除く)
第1250回	会議録	5	報告事項第29号「平成12年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の志願状況について」の発言部分
第1251回	議題書	5	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
第1252回	会議録	6~7	議決事項第12号「県立学校再編成基本計画について(中間まとめ)」の発言部分全部
		7	議決事項第13号「教職員の分限について」の発言部分のうち、1行目の30文字目から34文字目まで及び2行目全部
		8	報告事項第38号「教職員の分限について」の発言部分のうち、2行目の8文字目以降全部
	議題書	4-1~4-4	「県立学校再編成基本計画[中間まとめ]について」資料全部
		5・9	「1 分限の内容」に係る記載部分及び「3」の表題
第1253回	会議録	5	議決事項第17号「情報公開請求について」の発言部分(請求人の氏名を除く)
	議題書	4	経歴書の経歴欄のうち、公務員としての職務に関する経歴(発令等の年月日及び職務内容を含む)が記載された部分
		9・9-2	「情報公開請求について」総務課作成資料及び公文書部分公開決定通知書(請求人の氏名を除く)
		10	「平成12年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験について」資料全部

(注意) 1 ページ番号の付されていない会議録については、表紙の次ページを1ページとする。  
2 行の文字数は、すべて左から数える。